

## 令和4年度（2022年度）第2回北海道公衆浴場入浴料金審議会 議事録

### 1 開催日時

令和4年（2022年）8月25日（木） 13:00～13:40

### 2 開催場所

北海道立道民活動センターかでの2・7 10階1040会議室  
（札幌市中央区北2条西7丁目）

### 3 出席者

#### （1）委員8名

今村委員、大原委員、久保委員、海野委員、工藤委員、小西委員、佐藤委員、古名委員

#### （2）事務局4名

古郡健康安全局長、佐藤食品衛生課長、山中課長補佐、水戸専門員

### 4 議事

#### （1）開会

##### ●事務局 佐藤食品衛生課長

定刻となりましたので、ただ今から令和4年度第2回北海道公衆浴場入浴料金審議会を開催します。

本審議会の終了は、13時45分ごろを予定しており、14時より知事への答申書の提出を予定しております。

委員の皆様におかれましては、ご協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

#### （2）委員出席状況報告

##### ●事務局 佐藤食品衛生課長

はじめに、各委員の出席状況につきまして、ご報告いたします。

本日、ご出席をいただいております委員は、12名中7名で、北海道公衆浴場入浴料金審議会条例第6条の規定による過半数に達しており、当審議会が成立することをご報告申し上げます。

なお、経営代表の小西委員については、若干遅れますが、出席する旨、報告を受けております。

学識経験者の村上委員、利用者代表の橋本委員、奈良委員、経営者代表の村吉委員からは、欠席のご連絡をいただいております。

工藤委員につきましては、ただいま確認中と報告を受けております。

#### （3）開会の挨拶（健康安全局長）

##### ●事務局 佐藤食品衛生課長

次に、開催に先立ちまして、道庁健康安全局の古郡からご挨拶申し上げます。

##### ●事務局 古郡健康安全局長

皆様お疲れ様でございます。紹介いただきました健康安全局長の古郡でございます。今年度2回目の審議会になります。

委員の皆様には、ご多忙のところ、ご出席いただきまして、感謝を申し上げたいと思います。

さて、入浴料金の統制額につきましては、7月15日の第1回審議会で知事の諮問を受けまして、小委員会を設置し、検討するとされました。

本日は、8月4日の小委員会の検討結果を基に答申内容を審議いただく、ということになります。

今村会長を始め、小委員会の皆様には、大変お忙しい中、細部にわたる検討を迅速に行っていただきまして、改めて、こころよりお礼申し上げます。

本日は、公衆浴場における新型コロナウイルスの影響、また国際情勢の変動に伴う原油の高騰や物価の高騰といった直面する状況を踏まえまして、今後の入浴料金の取扱いを審議いただきますよう、お願い申し上げます、簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

#### (4) 報告及び議事

##### ●事務局 佐藤食品衛生課長

それでは、ここから今村会長に議事の進行をお願いします。

##### ●今村委員

それでは、会議を始めます。

先ほど事務局から説明があったとおり、本会議後、14時から知事への答申書の提出が控えておりますので、委員の皆様におかれましては、議事の円滑な進行にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

先日の第1回審議会にて設置した小委員会において入浴料金の統制額について検討していただいたところですが、このほど、その結果がまとまりました。

そこで本日は、小委員会の報告を受け、「入浴料金の統制額」と「答申書」の内容について審議し、結論を得たいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、小委員会の委員長であります大原副会長から、報告願います。

##### ●大原委員

ご指名いただきました小委員会の委員長を務めました大原でございます。

第1回審議会において選出されました、私の他、4名の委員が選出され、8月4日に小委員会を開催し、入浴料金統制額について検討を行いました。

その審議経過の概要と結果について、小委員会を代表して私が報告いたします。

第1回審議会にて、入浴料金統制額の算定方法については、従来どおり総括原価方式を採用し、料金区分は、「大人（だいにん）」、「中人（ちゅうにん）」、「小人（しょうにん）」の3区分とすることを確認いただきました。そのため、小委員会では、賃金や上下水道料金、重油・灯油の単価、電気料金、物価上昇率などの推移について検討を行い、項目ごとの試算方法を決定し、今後1年間の収益と営業費用について試算を行いました。

まず、試算方法の決定の経過について説明します。

お手元に用意してあります資料の1ページ、資料1の「試算比較表」をご覧ください。

こちらは、前回、令和元年度における試算方法と、今回の試算方法を比較した表になります。

まず、営業費用について項目ごとに説明します。

最初に、人件費の中の事業主分については、事業主報酬として、前回の審議会基準額に賃上げ率を見込んで算定する方法も検討しましたが、平成13年度の改定時から「据え置き」としていることや、利用者の費用負担をできるだけ少額にするため、今回も前回審議会からの「据え置き」としました。

次に人件費の中の従業員分については、実態調査額に賃上げ率を乗じて算出しました。

なお、この賃上げ率については、厚生労働省の「賃金引上げ等の実態に関する調査」における、企業規模別の1人平均賃金の改定率を採用しております。

次に用水費の上水道料については、各市町村の料金体系が異なるため、従来どおり、過去10年間の全道の上水道料金の平均上昇率を採用しております。

次に用水費の下水道料については、実態調査額に加算の要素はありませんでした。

次に燃料費についてですが、燃料区分ごとに試算方法を決めております。

重油と灯油の価格については、実態調査における1施設当たりの平均使用量に、直近3ヶ月の平均単価を加算して算出する方法を採用しました。

他、ガス、廃油、廃材、その他については、実態調査額としました。

次に、光熱費については、前回同様、北海道電力が電気料金の計算方法として用いている燃料費調整制度に基づき、昨年と今年の燃料費調整単価の差額分を考慮して算出することとしました。

次に消耗品費、修繕費、備品費、その他諸経費については、消費者物価上昇率より算出した費用上昇分を加算することといたしました。

「消費者物価上昇率」とは、毎年1月に政府より発表される主要経済指標の一つである「消費者物価指数・変化率」の事であります。

今年度（令和4年度）においては、0.9%上昇の見通しとなっております。

借損料、保険料等、会費及び交際費、減価償却費、公租公課、支払利子については、実態調査額に加算の要素はありませんでした。

以上が営業費用となります。

次に、資本報酬、建物再調達費については、従来と同様、国の通知に基づき、資本報酬は、自己資本の10%を、建物再調達費は、建物評価額の5%を計上することとしました。

続いて、上段の収益のうち営業外収入についてですが、今回は実態調査額に加算する要素はありませんでした。

以上の考えで、営業費用等の支出と営業外収入について、算出方法を決定しました。

次に入浴料金収入の試算について説明します。

2ページの資料2をご覧ください。

資料2は、実態調査における1日平均入浴客数をベースとして各区分で入浴料金を10円ずつ引き上げた際の費用合計と収支差を試算したものです。

資料2から、必要な経費に対して黒字に転じるのは、試算結果28以降の大人料金を490円以上とした場合となります。しかしながら、入浴料金の値上げがもたらす家計への負担を考慮し、公衆浴場業界の理解のもと、営業者の経営努力として営業経費を可能な限り削減することとし、値上げ幅を30円に抑え、大人料金を480円に改訂、中人、小人料金については、現行のまま据え置くことが適当であるとの結論に達しました。

資料2では、試算結果19となります。

その結果、生じた収支差で15,208円の赤字については、答申書案の最後のページの公衆浴場入浴料金原価計算書の営業費用欄にあるとおり、公衆浴場業界の理解のもと、営業者の経営努力として、光熱費、消耗品費、修繕料、備品費、旅費及び交通費、会費及び交際費、その他諸経費を一部削減することとし、赤字幅を3,470円に圧縮することができました。

この3,470円の赤字額については、こちらも、公衆浴場業界の理解のもと、収益の中の営業外収入（+3,470円）でまかなうことで、収支を均衡させることとしました。

以上、入浴料金の検討の結果が、答申書（案）の最後に添付している「公衆浴場入浴料金原価計算書」でございます。

次に、答申書の内容についてです。

新型コロナウイルス感染症が拡大している中、公衆浴場は、地域の保健衛生水準を維持の他、地域住民の憩いの場として、感染症対策を講じながら、地域に密着した営業を継続し、高齢者をはじめとする住民の心身の健康増進等に大きく貢献しており、その役割の重要性について盛り込むこととしました。

また、公衆浴場業界に対して、その役割の重要性を認識の上、引き続き、利用客数の減少防止及び入浴需要の増加に努めるとともに、新たな利用者拡大に向けた取り組みを検討するよう求めるとの提言を盛り込むこととしました。

道に対しては、公衆浴場の経営の安定及び利用機会の確保について、今後の社会動向の変化や公衆浴場が地域と密接した関係にあることを認識の上、引き続き、国及び市町村と連携を取りながら必要な施策をとっていくよう求めることや、道が実施する補助事業などについて、業界団体と密に情報を共有し、効果的な施策を講じるよう求めるとの提言を盛り込むこととしました。

また、改定額について、公衆浴場業者が現在直面している厳しい経営状況を考慮し、迅速に手続きを進めることを盛り込むこととしました。

以上が、小委員会での、入浴料金統制額についての審議経過と結果でございます。

●今村委員

ただ今、大原副会長から小委員会の審議結果を報告をいただきましたが、ご質問、ご意見はございますか。

(各委員からの意見等なし)

●今村委員

それでは、続きまして、答申書案について、事務局から朗読願います。

(答申書案の朗読(事務局 水戸専門員))

●今村委員

ただ今の答申書案につきまして、ご意見等がございましたらお願いいたします。

(各委員からの意見等なし)

●今村委員

それでは、ただいまの案のとおり答申することに決定します。

なお、答申書については、本日、私から知事へ提出することにします。

立ち会いとして、大原副会長、小西委員、工藤委員の3名にお願いしたいと思います。

対応については、事務局で説明願います。

●事務局 佐藤食品衛生課長

知事への答申書の提出は、この後14時から、本庁舎3階の知事会議室にて行いますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日、知事は所用のため、小玉副知事が知事に代わって対応させていただきますので、ご了承ください。

大原会長、今村副会長、小西委員、工藤委員におかれましては、

このあと、知事会議室にご案内しますので、会議終了後、この場にお残りください。

●今村委員

その他、何かございますでしょうか。

●小西委員

今回の入浴料金の審議につきましては、多くの方々のご協力を得まして、実態調査から始まり、審議いただいたところでございますけれども、小委員会でもお話させていただきましたが、業界といたしましては、少しでも値上げしてほしい、という希望はありましたが、私どもの業界は、市民道民の生活に密着した部分が非常に多く濃い業界でございます。

利用者代表の委員の方々にも、ご意見を頂戴しながら、今回このような形で答申いただく運びになりましたが、業界といたしましても、厳しい経営状況ではありますが、より一層の経営努力を組合員に求めて、そして地域の皆様に公衆浴場の利用の中で楽しい、そして衛生的な入浴機会を提供していきたい、と考えております。

●今村委員

他によろしいでしょうか。

(他委員からの意見等なし)

●今村委員

それでは、本日の予定議事はすべて終了しましたので、進行を再び事務局にお返しします。

(5) 閉会

●事務局 佐藤食品衛生課長

今村会長ありがとうございました。

また、会長並びに委員の皆様、本日お忙しいところ、精力的に審議をいただきまして誠にありがとうございました。

以上をもちまして、「令和4年度第2回 北海道公衆浴場入浴料金審議会」を終了します。

本日は誠にありがとうございました。

以上